

歩ノ千五十六歩二尺八寸 拜領地  
請込歩數二十九歩二尺、地子銀三匁五分二厘、毎歲町會  
所ノ上納仕候。

右拙寺居屋鋪千五十六歩二尺八寸傳燈寺中興千岳和尚隱居  
所、寺社奉行葛卷藏人殿を以、慶安四年拜領仕候。外に請  
込分數等、右相記上之申候。此外兩村者勿論、何方よりも  
請地等無御座候。以上。

子十一月十六日 泉寺町 少林寺印

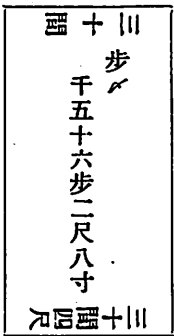
傳燈寺

少林寺居屋敷圖

慶安年中歩一萬歩之内上ゲ殘

堀

三十四間



右拙寺境内御繪圖之通、慶安四年寺社御奉行葛卷藏人殿を

以、開山千岳禪師ノ拜領被仰付候。外請地分毎年度子銀町  
會所ノ上納仕來候。以上。

文化八年十一月 金澤泉寺町 少林寺印

寺社拜領地御繪圖方

按ずるに、延寶の金澤圖に記載する間尺、右圖面と同様な  
りといへども、尻地は三十五間一尺とあり。右寺地は、萬  
治二年開禪寺上申書に、野町に而千五十歩拜領仕、寺建立  
可仕与存候内に、千岳長老に被遺候付而指上申とありて、  
正保四年八月開禪寺等育和尚願に依つて賜はる處、寺造營  
無之内に、慶安四年千岳和尚に被遺たるもの也。然らば正  
保三年に千岳和尚拜領とあるは誤也。

○玉泉寺前

此の地は、舊藩中は玉泉寺の門前地にて、三間道の方を内  
門前と稱し、六動林の方をば外門前地と呼びて、家數七十  
餘戸ありて、内門前地はそのかみ入口に門戸を建て、實に寺  
内の体裁宏壯なりしかど、明治廢藩の際、諸寺の門前地廢止  
の時、彼の惣門をも取除きたり。但し内門前地の家共、明  
治四年三月廿三日六動林出火の節、多分燒失して、今は田

畑と成りたり。按ずるに、玉泉寺は昔常善寺と號し、今の成  
覺寺の地にありし時も、門前地多く寄附ありけん。三壺記  
に常善寺の寺號を除きて玉泉寺と改められ、寺の向うと横  
町・野町の際まで寺の門前地に被下ければ、夥敷地子を取  
上げ、寺の雜用に成りけり。とあり。

○玉泉寺施行米

舊藩中は歴代の年忌法會の際、玉泉寺の施行米とて、玉泉  
寺にて貧人共へ米穀を賜はる舊例なり。其の節貧人共を内  
門前地の門内に集め置き、人員を取しらべ、玉泉寺の門内  
に於て、施行米を渡しけり。咄隨筆に、享保九年六月於玉  
泉寺前御施行米被下頂戴仕り、其の米を母にも戴かせ可  
申爲め、件の米を持行云々。など記載せり。按ずるに、舊  
藩施行米といふ事は、三壺記に、元和三年七月十六日芳春  
院殿御遠行、寶圓寺伴翁和尚導師にて大法會執行、犀川淺  
野川にて米施行、功德甚深の御報謝共夥し。とあり。是施  
行米の事の記録に見ゆる初めならん。此の後々もあるべけ  
れど、所見なし。玉泉寺にての施行米は、改作所舊記に、  
寛文九年九月乞食爲御救、十二日より十九日まで、犀川口

延寶金澤圖

